

出勤手当の支給単位等について(案)

出勤手当の支給単位について（案）

- 第2回検討会資料において、標準的な出勤手当の額は「1回＝1日」を前提として定めるといふ試案を示しており、この1日とは7時間45分程度を想定していた。しかし、「1回」といふ支給単位は費用弁償が前提であり、出勤手当の法的性格の見直しにより出勤に応じた報酬とすることに伴い、地方自治法の規定も踏まえ、原則として支給単位を「1日」としてはどうか。

（参考）第2回検討会 資料5（出勤手当の額等について）p.12

- 災害（火災・風水害等）に係る出勤については、災害の規模等により1回当たりの出勤時間は異なるものの、
- ・ 警戒・訓練に比較して活動時間が長くなるケースがあること
 - ・ 事前に活動時間を予測することが難しい面があること
- 等を考慮して1回＝1日とみなし、上記の額を踏まえ、1回当たり7,000円程度を支払うべき標準的な額として定めてはどうか。
（地方自治法第203条の2第2項の規定により、非常勤の職員の報酬は、原則として勤務日数に応じて支給される。）

（参考）〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）（抜粋）
（費用弁償）

第十三条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合	一回につき	円
警戒の場合	一回につき	円
訓練の場合	一回につき	円

（参考）地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）
（報酬及び費用弁償）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

出勤手当の支給単位について（案）

- その上で、短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについてはどのように扱うべきか。これらについても、基本的には、業務の負荷や活動時間を勘案し、標準的な額と比較して均衡のとれた額となるような取扱いをするべきではないか。

（参考）第2回検討会 資料5（出勤手当の額等について）p.13

- その一方で、出勤の態様は様々であることから、業務の負荷や活動時間等を勘案して金額を定めてはどうか。

出勤手当の支給単位について（案）

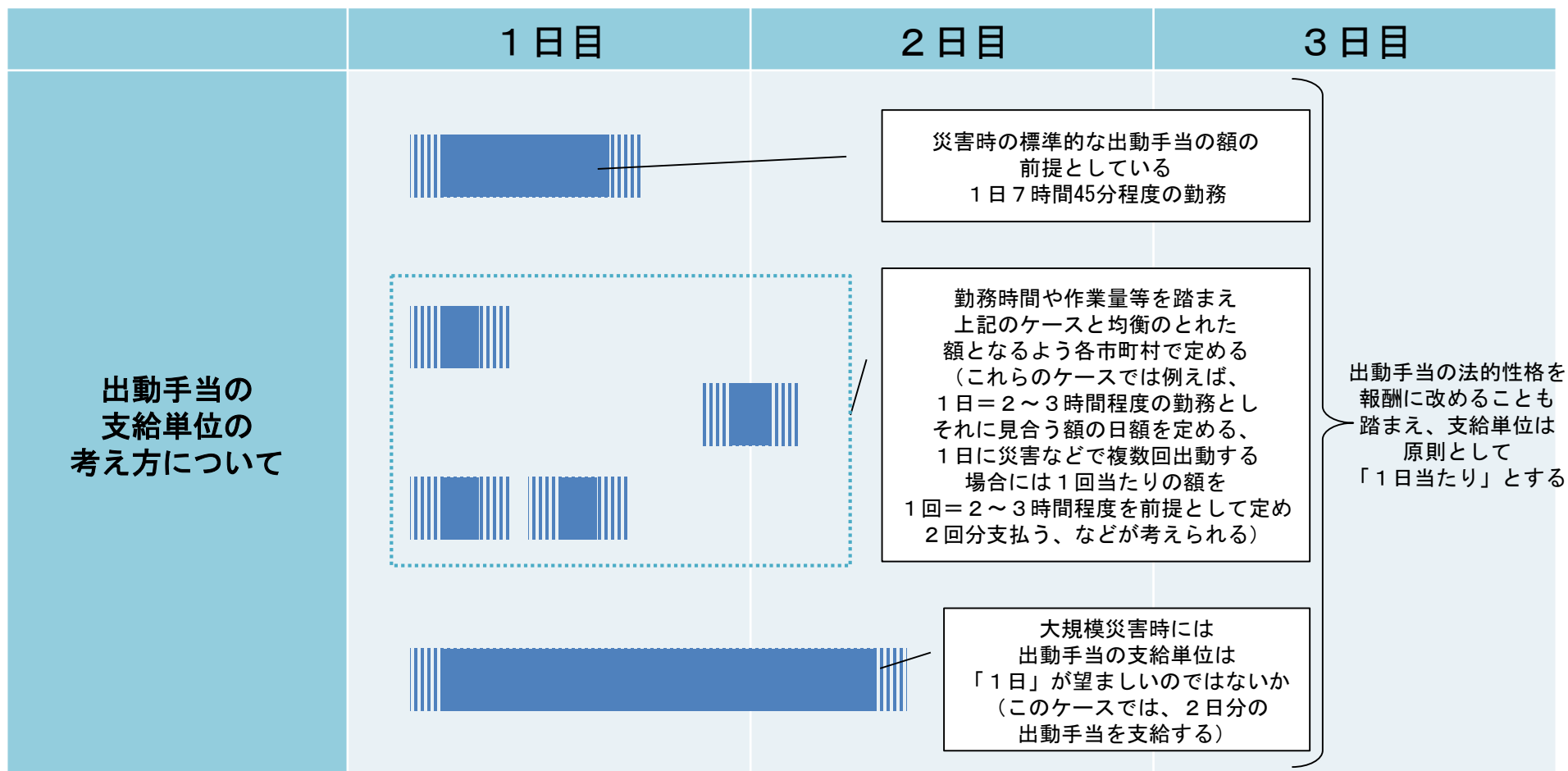
- 他方、出勤の態様が地域により様々であること、各市町村における過去の取扱いや他の非常勤特別職公務員における取扱いともある程度整合をとる必要があること等を考慮すると、具体的な取扱いについては、各市町村において定めることが妥当ではないか。
- なお、最高裁判例でも、非常勤職員の報酬については、「諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要する」として、議会における裁量を認めている。

（参考）平成23年12月15日 最高裁判所判決

- また、委員会の委員を含め、職務の性質、内容や勤務態様が多種多様である普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するものということができる。このことに加え、前記1(2)の昭和31年改正の経緯も併せ考慮すれば、法203条の2第2項は、普通地方公共団体の委員会の委員等の非常勤職員について、その報酬を原則として勤務日数に応じて日額で支給とする一方で、条例で定めることによりそれ以外の方法も採り得ることとし、その方法及び金額を含む内容に関しては、上記のような事柄について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当である。

出勤手当の支給単位について（案）

- なお、大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、業務量が多く拘束時間も長くなることから、消防団員の労苦に報いるという観点や、出勤手当の法的性格を出勤に応じた報酬に見直すという観点からも、出勤手当の支給単位は「1日」とするのが望ましいのではないかと。



（参考）大規模災害時の活動に係る出動手当の特例の事例

- 大規模災害時には、団員の多大な労苦に報いるため、複数日分の出動手当を支払うことに加え、1日当たりの出動手当の額を引き上げることも考えられるのではないか。
- 岩手県宮古市では、大規模災害時の1日当たりの出動手当を特例的に2倍とし、その規定は支払い済みのものも含め遡及適用することとした条例改正を行い、東日本大震災における団員の出動の負担に応えた。

（参考）宮古市消防団条例（平成17年条例第177号）（抜粋）

（費用弁償）

第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、1人1日につき2,000円の範囲内で費用弁償する。

附 則

1～3 略

4 団員が災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る第14条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、
「4,000円」とする。

附 則(平成23年9月22日条例第24号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮古市消防団条例(以下「改正後の条例」という。)附則第4項の規定は、平成23年3月11日から適用する。
- 2 改正後の条例附則第4項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の宮古市消防団条例第14条の規定に基づいて弁償された費用弁償は、改正後の条例附則第4項の規定による費用弁償の内払とみなす。

「出動手当」の名称について（案）

- これまで、消防団員の出動に応じて支払われる額について、一般的に「出動手当」と呼称していたが、法的性格を今後「報酬」とすることを明確にするためにも、名称を「出動報酬」としてはどうか。

（参考）第2回検討会 資料4（出動手当の法的性格について）p.4

- また、災害が激甚化・多様化する中で、
 - ・ 出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、（同じ団体内の同じ階級の団員間において）団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと
 - ・ 大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に出動しているにも関わらず市町村によって出動手当の額が大きく異なることは、一般的に理解が得がたいのではないか。
- 以上のことから、出動手当については、費用弁償ではなく出動に応じた報酬であるとその法的性格を見直して明確化し、団員個人に対する費用弁償は、別途旅費等と整理してはどうか。